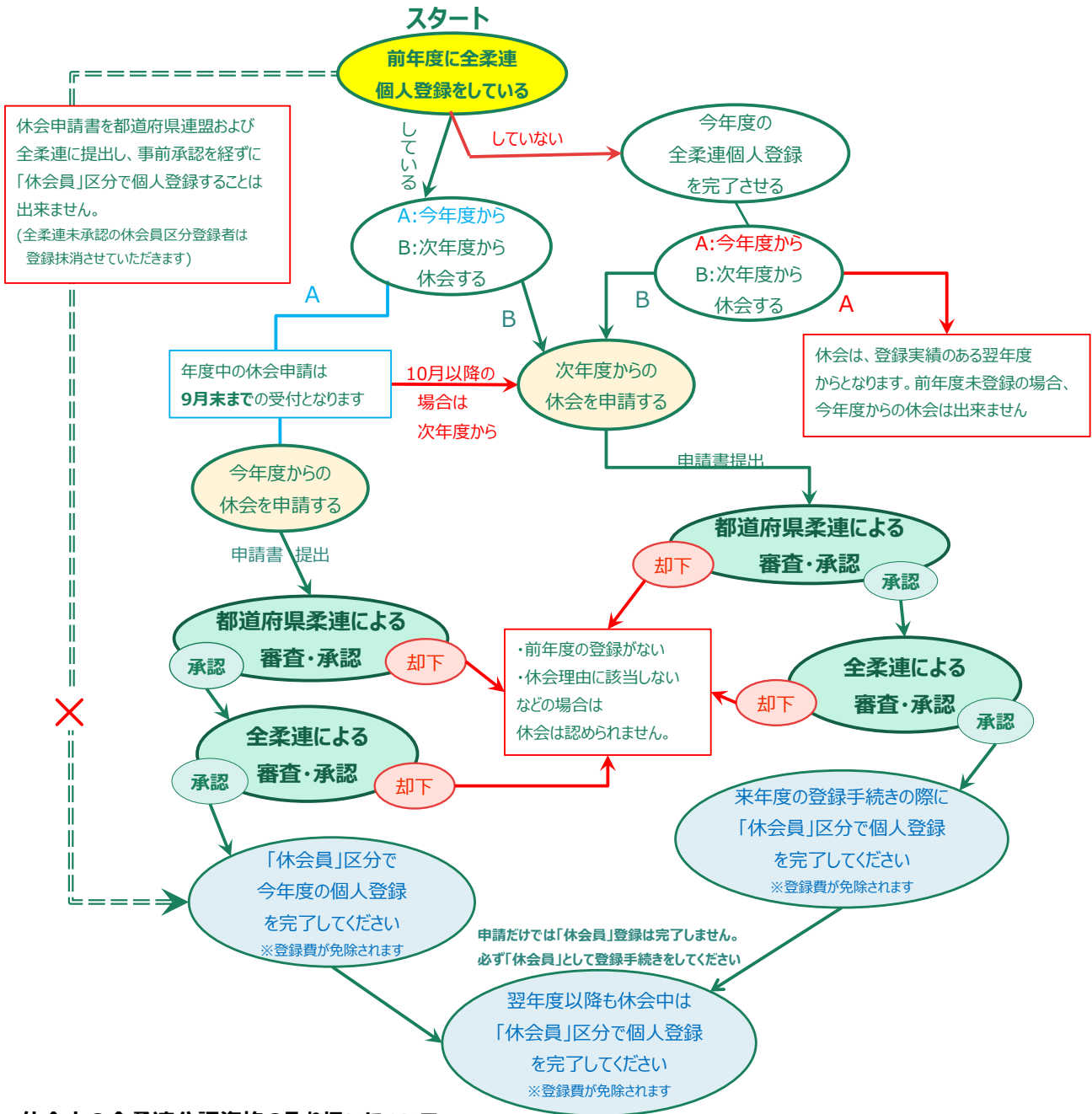


# 全柔連会員登録休会員制度（登録費特別免除）

## 休会員登録までのフローチャート

- 前年度の個人登録会員は9月末までに申請することで、申請年度からの休会が可能です
- 10月以降は、前年度の個人登録会員であっても個人登録を完了した上で翌年度からの休会のみ申請可能です
- 前年度の個人登録会員でない場合は、個人登録を完了した上で翌年度からの休会が申請可能になります
- 休会中も「休会員」の区分での全柔連への登録が必要です。
- 休会中であっても全柔連公認資格(審判・指導員・形審査員)の有効期限は延長されません。
- 休会中であっても、全柔連公認資格(審判・指導員・形審査員)の更新に必要な研修会・講習は免除になりません。



### 休会中の全柔連公認資格の取り扱いについて

保有する資格(審判員・指導者・形審査員)の有効期間が休会期間後である場合

→資格は有効なままですので、休会から復帰した際に、通常の個人登録(役員・社会人・大学生など) と合わせて各資格登録を行ってください。

休会期間中に保有する資格(審判員・指導者・形審査員)の有効期間が終了する場合

→資格は有効でなくなっていますので、休会から復帰し、通常の個人登録(役員・社会人・大学生など) をした後、各資格の更新に必要な研修・講習を受講し、更新条件を満たせば再び資格は再有効化されます(再有効化の手続きは各県連盟に申請してください)。

再有効化後は、これまで通り各資格登録を行ってください。